

# 4月25日(日)は 鹿屋市議会議員選挙の投票日です

鹿屋市議会議員選挙が4月18日(日)に告示され、4月25日(日)に投開票が行われます。有権者の皆さんには、必ず投票しましょう。

時間	場所	内容
午前8時30分～午後8時	市役所6階会議室・各総合支所	投票日に出張や仕事、旅行などで投票できない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。
午前8時30分～午後8時	市役所6階会議室・各総合支所	投票ができます。

重度の身体障害者で「郵便等による投票」
投票ができます。

平成2年4月26日までに生まれた人で、平成22年1月17日以前に鹿屋市に転入届を出し、引き続き鹿屋市に住んでいる人。  
※鹿屋市を転出した人は、投票できません。

## ■期日前投票

投票日に出張や仕事、旅行などで投票できない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム等の施設に入院や入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票をすることができます。

不在者投票を希望する人は、施設長へ請求してください。

滞在地における不在者投票出張や研修により市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をることができます。

不在者投票を希望する人は、市選挙管理委員会へ請求してください。

投票案内状は郵送しますが、投票日が近くなつても届いていない場合は、市選挙管理委員会事務局へ連絡してください。

万一、案内状を紛失しても投票できます。投票日当日、投票所の係員に申し出てください。



## ■投票できる人

平成2年4月26日までに生まれた人で、平成22年1

## ■不在者投票

指定施設における不在者投票

県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム等の施設に入院や入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、その施設で不在者投票をすることができます。

投票所でしか投票できませんので、郵送された投票案内状で必ず投票所を確認してください。

投票所に投票案内状を持参してください。

投票所に投票案内状を持参してください。

便投票証明書の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票ができます。投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。

なお、郵便等による投票は、身体障害者手帳・戦傷病者手帳保持者で、その内容が一定の基準を満たしている人に限ります。

## ■投票日の投票

投票時間

午前7時～午後7時

投票所

選挙人名簿に登録された投票所でしか投票できません。

投票所でしか投票できませんので、郵送された投票案内状で必ず投票所を確認してください。

開票

開票は、午後8時30分から鹿屋市体育館で行われます。

投票所に投票案内状を持参してください。

投票所に投票案内状を持参してください。

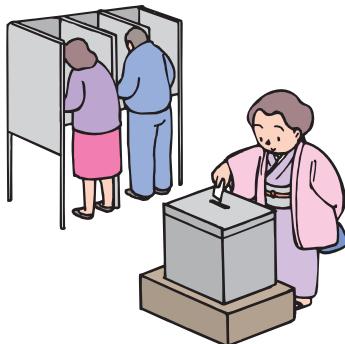
代理投票・点字投票は、投票所で係員に申し出してください。

また、郵便等による投票の代理記載もできますが、その場合、代理記載人となる人の届出も必要となりますが、市選挙管理委員会事務局へ問い合わせのうえ、手続きをしてください。

■代理投票・点字投票

代理投票・点字投票は、投票所で係員に申し出してください。

また、郵便等による投票の代理記載もできますが、その場合、代理記載人となる人の届出も必要となりますが、市選挙管理委員会事務局へ問い合わせのうえ、手続きをしてください。



市選挙管理委員会事務局  
各総合支所地域振興課  
☎ 0994-31-1142